

【訪問看護ステーションの方々へ】

訪問看護レセプト（医療保険請求分）の オンライン請求に必要な機器等について

- ※ 資料中③（P3）のオンライン資格確認用端末とオンライン請求用端末は1台の端末で共有できます。
- ※ 資料中④（P4）のオンライン資格確認用/オンライン請求用ネットワークも兼用可能です。

令和8年4月
厚生労働省保険局

訪問看護レセプト（医療保険請求分）のオンライン請求に必要な機器等について

1

レセプト作成用端末

▶見積依頼先：レセプト作成用ソフトのシステムベンダ

- オンライン請求を開始するためには、レセプト作成をパソコン等の端末で行う必要があります。
- レセプト作成用の端末については、下記のフローを参考にご対応をお願いします。

| 訪問看護ステーションで 利用可能なパソコン等の端末の状況 | レセプト作成用端末の 新規購入要否 | 詳細説明 |
|--|----------------------|--|
| <p>医療保険請求分の訪問看護レセプトの 作成をパソコン等の端末で行っている</p> <p>(例：レセプト作成用ソフトでの作成、エクセル作成等)</p> | <p>基本的には 不要</p> | <p>現時点で訪問看護レセプト作成をパソコン等の端末で 実施している場合、オンライン請求開始に向け レセプト作成用のパソコン等の端末は新たにご準備い ただく必要はないと想定されます。</p> <p>「レセプト作成用ソフト」も併せて確認いただき、 必要に応じてシステムベンダにご相談ください。</p> |
| <p>医療保険請求分の訪問看護レセプトの 作成をパソコン等の端末で行っていない</p> | <p>必要</p> | <p>オンライン請求を実施するには、レセプトの作成を パソコン等の端末で行う必要があります※。</p> <p>「レセプト作成用ソフト」も併せてご確認いただき、 「レセプト作成用ソフト」が求める仕様に準拠した 端末のご準備をお願いいたします。</p> <p>必要に応じてシステムベンダにご相談ください。</p> |

※ 医療保険請求分のレセプト作成用端末として、介護保険請求用に現在ご利用いただいているレセプト作成用端末の活用が可能です。

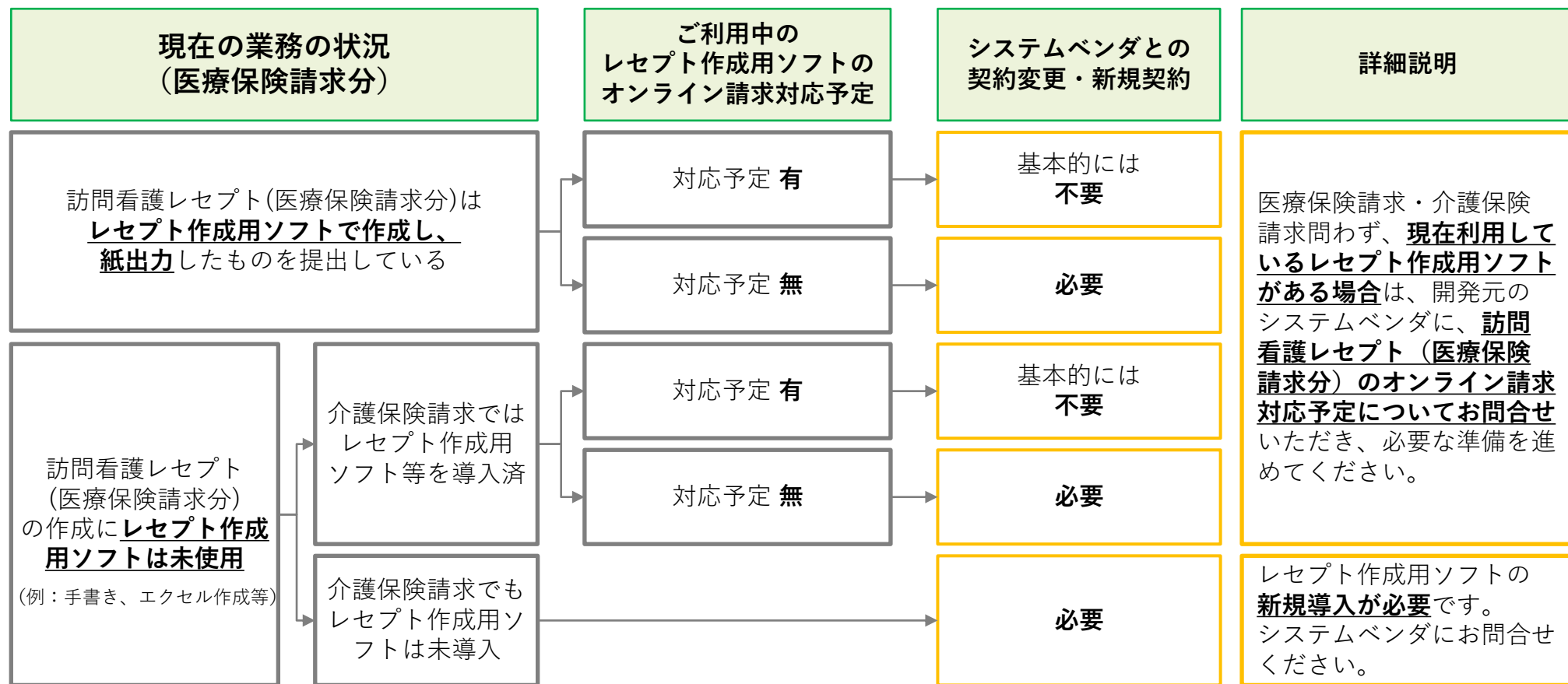
訪問看護レセプト（医療保険請求分）のオンライン請求に必要な機器等について

2

レセプト作成用ソフト

▶見積依頼先：レセプト作成用ソフトのシステムベンダ

- オンライン請求を開始するためには、訪問看護レセプト（医療保険請求分）のオンライン請求に対応したレセプト作成用ソフトの準備が必要です。下記のフローを参考に、オンライン請求に対応したレセプト作成用ソフトの新規契約が必要な場合は、システムベンダへの問合せをお願いいたします。
- 既にレセプト作成用ソフトを導入している場合は、ご利用中のレセプト作成用ソフトのオンライン請求対応予定及び、訪問看護ステーションとして必要な対応について、システムベンダへご確認ください。



3 オンライン資格確認用端末/オンライン請求用端末

▶見積依頼先：オンライン資格確認の導入支援事業者

※ オンライン資格確認用端末とオンライン請求用端末は1台の端末で共有できます。

- オンライン資格確認/オンライン請求を開始するためには、オンライン資格確認/オンライン請求に使用する端末の用意が必要です。なお、端末の購入については、導入支援事業者にご相談ください。導入支援事業者については、[オンライン資格確認・訪問看護 - 訪問看護導入支援事業者一覧](#)をご参照ください。
- 下記のフローを参考にご対応をお願いします。

| 訪問看護ステーションで 利用可能なパソコン等の端末の状況 | オンライン請求用の 端末の新規購入要否 | 詳細説明 |
|---|------------------------|---|
| 併設医療機関等で オンライン資格確認/ オンライン請求に 使用している端末がある | 基本的には 必要 | <p>オンライン請求単独であれば、併設医療機関のオンライン請求用端末を訪問看護ステーションのオンライン請求用として利用することは可能です。</p> <p>ただし、<u>併設医療機関の医科・歯科等の電子証明書を設定したオンライン請求用端末に、訪問看護（医療保険分）のオンライン請求とオンライン資格確認で兼用する電子証明書を輻輳して設定することは不可</u>となります。</p> <p><u>この場合、訪問看護においては端末を新規購入し、購入した端末を訪問看護（医療保険分）のオンライン請求とオンライン資格確認で兼用いただくことをおすすめしています。</u></p> |
| 併設医療機関等で オンライン資格確認/ オンライン請求に 使用している端末がない | 必要※ | <p><u>オンライン資格確認とオンライン請求では、端末の兼用が可能です。</u></p> |

※ オンライン資格確認/オンライン請求に利用可能なパソコンの動作環境については、「オンライン資格確認/オンライン請求用端末において満たすべき要件（訪問看護ステーション向け）」、「訪問看護レセプト（医療保険請求分）のオンライン請求に係るシステムベンダ向け技術解説書」をご参照ください。

4 オンライン資格確認用/オンライン請求用ネットワーク回線

▶見積依頼先：
オンライン資格確認の導入支援事業者

- オンライン資格確認/オンライン請求を開始するためには、オンライン資格確認等システム/オンライン請求システムに接続するためのネットワーク回線の敷設（**オンライン資格確認とオンライン請求で兼用可能**）が必要です。また、ネットワーク回線の敷設については、導入支援事業者にご相談ください。導入支援事業者については、**オンライン資格確認・訪問看護 - 訪問看護導入支援事業者一覧**をご参照ください。
- 下記フローを参考にご対応をお願いします。

| 現在ご契約中のネットワーク回線の状況 | ネットワーク回線新規敷設要否 | 詳細説明 | |
|--------------------|-----------------------------------|--|---|
| インターネット接続環境がある | IP-VPN接続可能回線（フレッツ・BBIQ等※1）を利用している | 基本的には 不要 | 既存のネットワーク回線を利用可能ですが 、オンライン資格確認用端末/オンライン請求用端末は、インターネット接続（介護保険請求）用端末とは別に準備する必要があります。 |
| | 併設医療機関の回線を利用している※2 | 基本的には 不要 | ご利用中のネットワーク回線※3により、 追加での契約が必要となる場合 があります。 |
| | 上記（※1）以外の回線を利用している | 必要 | IPsec+IKE方式で、既存のインターネット接続用回線を活用する方法と、IP-VPN接続が可能なネットワーク回線を新規契約する方法 があります。 |
| インターネット接続環境がない | 必要 | IP-VPN接続が可能なネットワーク回線の新規契約もしくはインターネット環境の準備及び、IPsec+IKE接続の新規契約 が必要です。 | |

※1 訪問看護ステーション向けの「オンライン請求及びオンライン資格確認等システム接続可能回線・事業者一覧」は下記をご参照ください。

https://iryohokenjyoho.service-now.com/csm?id=kb_article_view&sysparm_article=KB0010121

※2 併設医療機関がオンライン請求を実施している場合を想定しています。

※3 IP-VPN接続方式かIPsec+IKE接続方式か等によって異なります。詳細は※1に記載の事業者にお問合せください。

ホームページのご案内

医療機関等向け総合ポータルサイトでは訪問看護(医療保険分)におけるオンライン資格確認、診療報酬情報提供サービスでは訪問看護レセプト(医療保険請求分)におけるオンライン請求に関する最新情報を発信しています。定期的に下記2つのホームページへアクセスいただきますよう、よろしくお願いいたします。

医療機関等向け総合ポータルサイト



<https://iryohokenjyoho.service-now.com/csm>

診療報酬情報提供サービス
-- Various Information of Medical Fee --

トップページ | 診療報酬改定 NEW | 基本マスター関連 | レセプト電算処理関連 | 薬剤分類情報閲覧システム | その他

訪問看護レセプト(医療保険請求分)の電子化に関する情報

訪問看護の事業所数とレセプト件数は、高齢化の進行に伴い大幅に増加しており、今後も増加が見込まれることから、訪問看護事業所における訪問看護のレセプト請求事務や保険者・審査支払機関のレセプト処理業務の効率化を図る必要があります。

これまで医療保険請求分にかかる訪問看護レセプトは紙運用が継続されてきましたが、令和6年7月請求(令和6年6月診療分)から、医科レセプト等と同様、訪問看護レセプトはオンライン請求を開始する予定です。(令和5年9月29日)

なお、各掲載資料の内容については今後変更となる可能性があります。

[【参考】第168回社会保険審議会医療保険部会\(令和5年9月29日開催\) 資料1](#)

1 記録条件仕様案(訪問看護)

記録条件仕様とは、電子レセプトの規格や授受方法、また、記録する項目内容、記録順序、長さ、属性といったファイルの構成を定めたものです。

- ・記録条件仕様案(一次請求) [\(前回掲載からの変更内容\)](#)
- ・記録条件仕様案(レセ電コード) [\(前回掲載からの変更内容\)](#)
- ・記録条件仕様案(返戻・返戻再請求) [\(前回掲載からの変更内容\)](#)

診療報酬情報提供サービス



https://shinryohoshu.mhlw.go.jp/shinryohoshu/html/rece_nursing_menu.jsp